1 社債等に関する業務規程施行規則(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

新

旧

(間接口座管理機関の承認申請の手続) 第8条 (略)

2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができることとし、第4号の書面にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとする。

(1)~(5) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

別表 2 機構における区分口座 (別紙(新)参照) (間接口座管理機関の承認申請の手続) 第8条 (略)

2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができると認める場合には、その提出を省略することができることとし、第4号の書面にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとする。

(1)~(5) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

別表 2 機構における区分口座 (別紙(旧)参照)

2 附 則

この改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

別表 2

機構における区分口座

I. 短期社債等 (略)

Ⅱ.一般債

			区分口座		
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~04 10~14 40~44
	休有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~09 15~19 45~49
	信託口	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 0
	(1)	図 ②当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第13条第1項に規定する受益者又は同条第2項に規定する受益者とみなされる者が非居住者又は外国法人である信託の信託財産に属する一般債であって、租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段及び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 5
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	2 1
	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみ なされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利 付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日 が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限 る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 6
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条 第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 2
	(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 7

		信託口 (4)	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座 から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引 債等及び国際機関債	2 3
		(4)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 8
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	2 4
		(5)	の欄に掲げるものを除く。)	課税分	利付債	2 9
	赶	賃権口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 8
	貝			課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 6
		信託口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 9
				課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般		利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座	60~64
	顧客口		債(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	70~74
					債等及び国際機関債	80~84
					払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り	65~69
				課税分	替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	75~79
顧客口						85~89
	非居住者等口		当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般 債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段及 び同法第5条の3第1項又は第3項後段の規定の適用を受け	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	9 0
			る一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	9 1

Ⅲ. 投資信託受益権 (略)

別表 2

機構における区分口座

I. 短期社債等 (略)

Ⅱ.一般債

			区分口座		
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)、顧客口及び非居住者等口に 記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード
自己口	保有口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	00~0 10~1 40~4
	保有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~0 15~1 45~4
	信託口	①当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第2項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が国、同法別表第1に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	2 0
	(1)	放し ②当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第13条 第1項に規定する受益者又は同条第2項に規定する受益者 とみなされる者が非居住者又は外国法人である信託の信託 財産に属する一般債であって、租税特別措置法第5条の2 第1項又は第3項後段の規定の適用を受けるもの	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 5
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託(同条第 1 項に規定する証券投資信託及び租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託を除くものとし、受託者が指定金融機関等であるものに限る。) 又は所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者苦しくは同条第 2 項に規定する受益者とみな	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)、割引債等及び国際機関債	2 1
	(2)	される者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託 の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該受益者とみ なされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利 付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日 が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限 る。)	課税分	所得税法第 13 条第 1 項に規定する受益者若しくは同条第 2 項に規定する受益者とみなされる者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)並びに払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 6
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条第 1 項に規定する証券投資信託、租税特別措置法第 9 条の 4 第 2 項に規定する証券投資信託以外の投資信託、同条第 3 項	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引債等及び国際機関債	2 2
	(3)	に規定する特定目的信託又は所得税法第13条第1項に規定する受益者若しくは同条第2項に規定する受益者とみなされる者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 7
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条	源泉徴収不適用分等	利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座	2 3

			第2項に規定する信託の信託財産に属する一般債		から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	I
		(4)	がと気にがたりも旧記が旧記が注に高りも 放展		債等及び国際機関債	
		(4)		課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 8
		信託口	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債	2 4
		(5)	の欄に掲げるものを除く。)	課税分	利付債	2 9
	哲:	権口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 8
	貝	1推口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 6
		信託口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等)、割引債等及び国際機関債	9 9
		попр		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般		利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座	60~64
	顧客口		債(非居住者等口に記録がされるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	70~74
					債等及び国際機関債	80~84
					払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り	65~69
				課税分	■ 替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	75~79
顧客口						85~89
			当該機構加入者又はその下位機関の顧客が権利を有する一般		利付債(払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座	
		主者等口	債のうち租税特別措置法第5条の2第1項又は第3項後段の	源泉徴収不適用分等	から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。)、割引	9 0
	非居住		規定の適用を受ける一般債		債等及び国際機関債	
				課税分	払込日、払込日翌日、利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り	9 1
				はかりたり」	替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	5 1

Ⅲ. 投資信託受益権 (略)